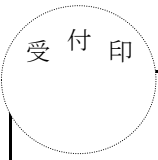


記載例（退職：一括徴収する場合）
退職により未徴収税額を一括徴収し、10月分で納入する場合



市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

整理番号		特別徴収指定番号	
氏名		宛名番号	
電話		特別徴収指定番号	
住所		宛名番号	
フリガナ		特別徴収指定番号	
氏名		宛名番号	
生年月日		特別徴収指定番号	
個人番号		宛名番号	
住所		特別徴収指定番号	
異動後		宛名番号	
特別徴収税額 (年税額)		特別徴収指定番号	
徴収済税額		宛名番号	
未徴収税額 (ア)-(イ)		特別徴収指定番号	
異動年月日		宛名番号	
異動の事由		特別徴収指定番号	
異動後の未徴収税額の徴収方法		宛名番号	
1月1日以降退職時までの給与支払額		特別徴収指定番号	

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地	特別徴収指定番号	担当者	氏名	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済です。
------------------	-----	----------	-----	----	--

②一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。

① 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。	1の場合 税務 本人印	徴収予定額(上記ウと同額) 円 32 800	左記の一括徴収した税額は 10 月分(翌月10日納期限)で納入します。
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。			

③普通徴収の(一括徴収しない)場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。なお、異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。	特別徴収年度	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検
2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。			
3 死亡による退職のため。			

記載注意
1 この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市区町村へ提出してください。

2 太線で囲んでいる部分についてのみ記載してください。

3 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

4 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載するとともに1の場合には、給与所得者の印を押印してください。一括徴収しない場合には、理由欄の該当する項目を○で囲んで下さい。

A	B	C	D	E	F